

掲示期間：7.19-7.28

新潟市区選挙管理委員会公印規程を次のように定める。

令和6年7月19日

新潟市選挙管理委員会
委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第3号

新潟市区選挙管理委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除くほか、新潟市の区選挙管理委員会(以下「委員会」)の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第2条 この規程において「公印」とは、行政文書に使用する会印及び職印をいう。

(公印の名称及びひな形)

第3条 公印の名称、規格、書体、使用区分並びに管理者、個数及び保管場所は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印の管理者は、公印を慎重に取扱い、盗難、不正使用等の事故のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

(公印の取扱者)

第5条 管理者は、それぞれの管理する公印について所属職員のうちから当該公印の取扱者(以下「取扱者」という。)を指定することができる。

2 取扱者は、管理者の命を受け、公印の管理、使用及びその他公印に関する事務を処理するとともに、前条に規定する公印の管理を行う。

(公印の使用手続)

第6条 公印の押印を必要とする職員は、文書管理システム(新潟市行政文書管理規則(令和3年新潟市規則第48号)第5条第3項に規定する文書管理システムをいう。以

下同じ。)に公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を管理者又は取扱者に提示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムにおける電子決裁(電子的な方法により回議し、及び決裁を得ることをいう。)の方法以外の方法による場合は、公印の押印を必要とする職員は、押印を必要とする文書、当該決裁済文書又はこれにかわるべき書類を管理者又は取扱者に提示して審査を受けなければならない。

(印影の印刷)

第7条 定例的かつ定型的な文書で、一時に多数印刷するもののうち、公印を押印すべきものについて、管理者が適当と認めたときは、その公印の印影(規格を変更したものを含む。)を当該文書に印刷して公印の押印にかえることができる。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、管理者に申し出なければならない。
- 3 印影を印刷した文書の保管について責任を有する者は、当該文書が不用となったときは、速やかに管理者に引き継がなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定により引き継いだ文書を、焼却又は裁断等適当な方法により廃棄しなければならない。

(電子計算組織による公印)

第8条 公印の押印を必要とする文書で、電子計算組織に記録した印影(規格の変更をしたものを含む。以下「電子印」という。)をその公印として使用するとき、その旨を管理者に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出があった場合は、管理者は、これを審査し、その必要を認めるときは、当該電子印の使用を承認するものとする。
- 3 電子印の管理者は、当該印影の不正使用がないように厳重に管理し、常にその使用状況を明らかにしておかななければならない。
- 4 電子印を使用しなくなったときは、速やかに当該印影を消去し、管理者に報告しなければならない。

(職務代理者の公印)

第9条 委員長に職務代理者が置かれた場合は、その職務を代理される者の公印（第8条第1項に規定する公印の印影及び電子印を含む。）を当該職務代理者の公印とみなす。

附 則

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

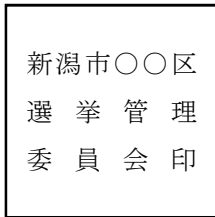
名称	規格 (mm)	書体	使用区分	管理者	個数	保管場所	ひな形 番号
新潟市区選挙管理委員会印	正方形21	てん書	会名をもって する行政文書 用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局長	各1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局	1
新潟市区選挙管理委員会印	正方形21	てん書	会名をもって する行政文書 に係る電子印 用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局長	各1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局	1
新潟市区選挙管理委員会委員長印	正方形21	てん書	委員長名をも ってする行政 文書用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選	各1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選	2

				挙管理委員会 事務局長		挙管理委員会 事務局	
新潟市区選挙管 理委員会委員長 印	正方形21	てん書	委員長名をも ってする行政 文書に係る電 子印用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局長	各 1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局	2
新潟市区選挙管 理委員会委員長 職務代理人印	正方形21	てん書	委員長職務代 理者名をもっ てする行政文 書用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局長	各 1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局	3
新潟市区選挙管 理委員会委員長 職務代理人印	正方形21	てん書	委員長職務代 理者名をもっ てする行政文 書に係る電子 印用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局長	各 1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、 南区、西区及 び西蒲区の選 挙管理委員会 事務局	3
新潟市区選挙管 理委員会委員長 印	正方形12	てん書	委員長名をも ってする行政 文書用	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、	各 1	北区、東区、 中央区、江南 区、秋葉区、	4

				南区、西区及び西蒲区の選挙管理委員会事務局長		南区、西区及び西蒲区の選挙管理委員会事務局	
新潟市区選挙管理委員会委員長印	正方形12	てん書	委員長名をもつてする行政文書に係る電子印用	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区及び西蒲区の選挙管理委員会事務局長	各1	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区及び西蒲区の選挙管理委員会事務局	4

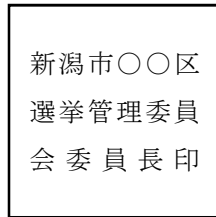
別表第2（第3条関係）

(1)



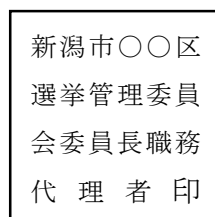
〇印は、北、東、中央、江南、秋葉、南、西及び西蒲の別

(2)



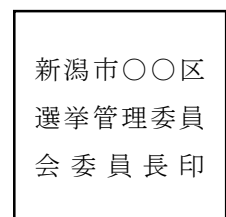
〇印は、北、東、中央、江南、秋葉、南、西及び西蒲の別

(3)



〇印は、北、東、中央、江南、秋葉、南、西及び西蒲の別

(4)



〇印は、北、東、中央、江南、秋葉、南、西及び西蒲の別